

平成13年1月1日から

## 国民健康保険と老人保健が変わります！

### 医療保険が改正されます

- 高額療養費の自己負担限度額
- 住所地特例の拡大
- 海外療養費の支給
- 入院時食事療養費の自己負担額
- 老人保健の自己負担額

### 国民健康保険に加入されている方へ

▼ 高額療養費の自己負担限度額が変わります▲

同じ人が同じ月内（暦で一日）末日に同じ医療機関で支払った自己負担金が限度額を超えたとき申請により認められるとその超えた分があとで高額療養費として支給されます。

### 入院時の食事代の自己負担額が変わります▲

入院したときの食事代は、他の医療費とは別に定額（標準負担額）を自己負担します。

### 改正のポイント（表1）

所得の高い方の自己負担限度額が引き上げられます。また、医療を多く受けている方はかかった医療費に応じて加算されます。

### 海外で治療を受けた場合も国保が使えます（海外療養費の創設）▲

海外渡航中の病気やけがの治療についても、国保の保険給付の対象となります。

自己負担限度額 平成12年12月31日まで

住民税非課税世帯	35,400円
一般	63,600円

平成13年1月1日から

住民税非課税世帯	35,400円 (現行どおり)
一般	63,600円+（医療費-318,000円）×1%
上位所得者※	121,800円+（医療費-609,000円）×1%

※上位所得者とは、住民税算定の基礎となる総所得金額が670万円以上の方にあたります。

りります。  
町村の被保険者となつてきました  
が、あらゆる長期入院が対象とな  
ります。長期入院のために、住所地を入  
院先の医療機関に移す場合がありま  
す。これまで特定の疾病などに限り、移す前の住所のある市区

### ▼長期入院のために住所を移す場合は、移す前の住所の被保険者となります。（住所地特例の拡大）▲

平成12年12月31日まで

※(表3)

入院	
1日につき1,200円住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方は1日500円	

平成13年1月1日から

定率1割負担	
一般	月37,200円まで
上 住民税非課税世帯等	月24,600円まで
限 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方	月15,000円まで
長期特定疾病患者	月10,000円まで

平成12年12月31日まで

外来	
1日につき 530円（月4回まで）	

平成13年1月1日から

※ひとつの医療機関ごとに支払います		院外（薬局）で薬を処方してもらうとき
診 療 所	1割負担（月3,000円まで）または1日800円（月4回まで）※診療所によって異なります	診療所と薬局でそれぞれ1割負担（診療所と薬局で1カ月にそれぞれ1,500円まで） 1日800円の定額負担の診療所では薬局への支払はありません
病 院	ベッド数が200床未満の病院1割負担（月3,000円まで）	病院と薬局でそれぞれ1割負担（病院と薬局で1カ月にそれぞれ1,500円まで）
	ベッド数が200床以上の病院1割負担（月5,000円まで）	病院と薬局でそれぞれ1割負担（病院と薬局で1カ月にそれぞれ2,500円まで）

※(表2)

平成12年12月31日まで

一 一般	1日当たり 760円
------	------------

↓

平成13年1月1日から

1日当たり 780円

### 老人保健で医療を受けている方へ

#### ▼外来及び入院のときにかかる一部負担金が変わります▲

七十歳（一定の障害のある方は六十五歳）以上の方は老人保健制度で医療を受けます。

#### 改正のポイント（表3）

今までに定額だった医療を受けたときの一部負担金が、かかった費用に応じた定率一割負担（上限付）に変わります。

※診療所では一割負担でない場合もあります。

■老人訪問看護を受けたときの額（老人訪問看護療養費）が変わります

平成十二年十二月三十一日までは一日につき二百五十円ですが、平成十三年一月一日から定率一割負担（月三,000円まで）が、一日につき六〇〇円（月五回まで）になります。※施設により異なります。

■同じ世帯で複数の方の入院などで医療費が高額になったとき（高額医療費）入院などで同じ世帯内で同じ月内に三万円（住民税非課税世帯などは二万一千円）以上を支払った高齢者（老人保健対象者）が複数いる場合、それらを合わせて三万七千二百円（住民税非課税世帯などは一万四千六百円）を超えた分が高額医療費として支給されます。

詳しく述べは、広報紙とセットで配布しましたパンフレットを参照してください。

問合先 市民生活課 国保医療担当